

第2章 ひたちなか市の概況と課題

1. ひたちなか市の概況

(1) 広域的な位置 6

(2) 都市形成の歴史 6

(3) 都市計画の変遷・概要 7

2. 都市づくりの課題 13

第2章 ひたちなか市の概況と課題

1. ひたちなか市の概況

(1) 広域的な位置

本市は、茨城県の中央部からやや北東に位置し、東京都心から約110kmの距離にあり、面積は99.07km²を有しています。東は美しい海が広がる太平洋に面し、延長13kmの海岸線沿いには1,182haに及ぶ広大な開発地区であるひたちなか地区があり、茨城港常陸那珂港区などの建設が進められています。北は、わが国原子力発祥の地として多くの研究機関が集積する東海村に、西は、常磐自動車道の通る那珂市に、南は、那珂川を隔てて県都水戸市と海を生かした観光と漁業の街として知られる大洗町に接しています。

(2) 都市形成の歴史

ひたちなか市は、平成6年11月に工業都市「勝田市」と水産業都市「那珂湊市」が合併して誕生した市ですが、その歴史は古く、先土器時代、縄文時代、弥生時代、古墳時代の遺跡が市内に広く分布しています。

中世は、平氏や源氏の武士が地方豪族として勢力争いをしていた時代で、市域にある勝倉城、中根城、多良崎城跡などは当時の名残であり、武田館跡は、後の甲斐武田氏の祖となる源義清・清光が居を構えたところとして知られています。

江戸時代には、水戸藩の支配下に入り、蝦夷地江差・松前や奥州仙台、津軽などからの物資を江戸まで輸送する東廻り海運の中継港として発展し、藩の財政を支える町として重要な役割を果たしました。また、幕末には、異国船が頻繁に出没するようになり、国防の必要を強く感じた水戸藩の命により大砲を製造するための鉄の溶解炉である反射炉が築造されました。反射炉は、元治甲子の乱で破壊されましたが、昭和12年に跡地に復元模型が造られ、平成20年に近代産業遺産に認定されました。

明治に入ると、廃藩置県により茨城県が置かれ、さらに明治22年の市制町村制施行により、本市域に湊町、平磯町、中野村、勝田村、川田村、前渡村及び佐野村の2町5村が誕生しました。

昭和に入ると、昭和14年に湊町が那珂湊町に改称され、昭和15年には、中野村、勝田村及び川田村が3村合併により勝田町に、さらに昭和29年には前渡村の一部と佐野村を編入合併し勝田市として、また那珂湊町は、前渡村大字前浜と平磯町を編入合併し那珂湊市として市制を施行しました。勝田市と那珂湊市は、生活や経済活動において深いつながりを持ちながら、勝田市は工業都市として、那珂湊市は水産都市として、それぞれの特性を生かしたまちづくりが進められました。

都市計画区域

一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として都道府県が指定する。都市計画区域に指定されると市街化区域と市街化調整区域との区分（区域区分）や用途地域等の地域地区、道路、公園等の都市施設、市街地開発事業等を定めることができる。

市街化区域、市街化調整区域

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域には市街化区域と市街化調整区域を定めることができる。市街化区域は、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域で、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域。

用途地域

住居系、商業系、工業系に分類される12種類の地域で、合理的な土地利用を実現し良好な市街地の形成を図るため、市街化区域に指定して建築物の用途や容積率、建ぺい率及び高さ等を規制する。

都市計画道路

都市計画において定められる重要な都市施設のひとつで、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路に区別される。

*都市計画決定～概成の説明は、次頁以降に記載しています。

戦後、米軍の水戸対地射爆撃場として使用されていた前渡の旧陸軍飛行場跡地が、県民あげての返還運動の結果、昭和48年に日本政府に返還され、現在はひたちなか地区として、国や県により国際港湾や国営公園などの開発が進められています。

(3) 都市計画の変遷・概要

① *都市計画区域

本市は、水戸・勝田都市計画区域（水戸市、ひたちなか市、那珂市、大洗町、茨城町、東海村、城里町の一部の7市町村の区域）の一部として全域が都市計画区域に指定されています。

昭和16年5月に勝田町の全域が、昭和22年9月には那珂湊町の全域が都市計画区域となり、昭和31年12月には、勝田市全域及び那珂町の一部が勝田都市計画区域となりました。その後、昭和37年3月には那珂町の一部を除外して勝田市の行政区域のみで勝田都市計画区域となりました。

そして、昭和45年2月に水戸市、勝田市、那珂湊市、那珂町（現那珂市の一部）、内原町（現水戸市の一部）、瓜連町（現那珂市の一部）、大洗町、常澄村（現水戸市の一部）、東海村の9市町村に拡大され水戸・勝田都市計画区域となり、昭和50年4月には茨城町を、平成11年6月には常北町（現城里町の一部）の一部を加え、現在に至っています。

② *市街化区域・市街化調整区域

勝田市及び那珂湊市ともに、昭和46年3月に市街化区域及び市街化調整区域の指定を行い、その後も開発・整備などによる変更を行い現在に至っています。

平成23年4月1日現在で、本市域全体の9,907haのうち市街化区域は4,134ha（約41.7%）で、市街化調整区域は5,773ha（約58.3%）となっています。

③ *用途地域

用途地域については、勝田市は、昭和39年2月に、また、那珂湊市では昭和42年12月に用途地域の指定がされ、その後も用途区分の変更や土地利用の変化に対応して変更が行われ、現在、市街化区域全体に12種類からなる用途地域が指定されています。

④ *都市計画道路

都市計画道路については、74路線、総延長約190,105.5mが*都市計画決定され、このうち平成23年4月1日現在で、完成区間は129,555.5m（約68.1%）、*概成済み区間は33,050m（約17.4%）、未整備区間は27,500m（約14.5%）となっています。

⑤ 公園

公園については、都市計画決定された都市計画公園は76箇所、計画面積4,926,863㎡であり、その内平成23年4月1日現在で、整備済の公園は63箇所、面積は2,492,211㎡、整備率は面積比で約50.58%となっています。

その内訳は、下表のとおりです。

また、*開発行為などで整備され管理を市に移管された都市公園は、177箇所、268,133㎡となっています。

| | 決定箇所数 | 計画面積 | 整備箇所数 | 整備面積 |
|-------|-------|------------|-------|------------|
| *街区公園 | 61 | 171,930㎡ | 51 | 144,978㎡ |
| *近隣公園 | 7 | 143,763㎡ | 6 | 126,063㎡ |
| *地区公園 | 1 | 42,124㎡ | 1 | 42,124㎡ |
| *広域公園 | 1 | 3,503,000㎡ | 1 | 1,604,000㎡ |
| *総合公園 | 1 | 170,000㎡ | 0 | 0㎡ |
| *運動公園 | 3 | 527,901㎡ | 3 | 526,901㎡ |
| *風致公園 | 1 | 48,145㎡ | 1 | 48,145㎡ |
| *墓園 | 1 | 320,000㎡ | 0 | 0㎡ |
| 計 | 76 | 4,926,863㎡ | 63 | 2,492,211㎡ |

⑥ 下水道

下水道については、計画面積6,558.1ha、計画人口166,600人、計画水量126,838m³/日とし、これらを*単独公共下水道と*流域関連公共下水道の2つの処理区に区分し整備を行っています。

単独公共下水道は、中丸川、早戸川水系に属する地域を区域とし、計画面積は1,776haに対し、平成23年4月1日現在で事業認可済面積が977.4haであり、その内の858.7ha(処理区域人口：37,737人)が供用開始になっています。

流域関連公共下水道は、大川、本郷川、新川水系に属する地域及び那珂湊地区の市街地、阿字ヶ浦地区、部田野地区を区域として、計画面積は4,782.1haに対し、平成23年4月1日現在で事業認可済面積が2,623.2haであり、その内の2,234.5ha(処理区域人口：48,502人)が供用開始になっています。

⑦ 市街地整備(*土地区画整理事業)

勝田地区においては、戦前、20万人都市構想のもと工業都市としての公共施設の先行的整備改善を目的として、土地区画整理事業を中心に都市基盤整備が行われました。勝田第1工区(115.6ha、昭和18年11月に1～5工区が都市計画決定)については茨城県が施行し、以降、2～5工区については市施行で事業化され、中

開発行為

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更行為。

街区公園

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

地区公園

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

広域公園

主として一市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園。

総合公園

都市住民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。

運動公園

主として運動の用に供することを目的とする公園。

風致公園

主として風致の享受の用に供することを目的とする公園。

*墓園～土地区画整理事業の説明は、次頁以降に記載しています。

都市計画決定

都市計画には、区域区分や地域地区等の規制に関わる内容と都市施設の整備や市街地開発事業等の事業に関わる内容がある。これらについては、都市の実情に合わせて必要とされるものを都市計画として決定していく必要がある。都市計画の決定にあたっては、住民の意見を反映させるため、説明会や公聴会、縦覧を行う。なお、決定する内容によって、市町村が決定するものと都道府県が決定するものに区分される。

概成

計画幅員の3分の2程度が整備され、かつ、都市計画道路としての機能を有しているもの。

墓園

良好な自然的環境を有する土地に、主として墓地を設置することを目的とする公共空地。

単独公共下水道

公共下水道（市町村が管理）のうち、終末処理場を有し市町村単独で処理を行う下水道。

流域関連公共下水道

公共下水道（市町村が管理）のうち、流域下水道に接続する下水道。（流域下水道は、二以上の市町村から流域関連公共下水道により広域的に集められた下水を、終末処理場で処理を行う下水道のこと。）

心市街地の整備が行われました。これまで19地区、面積850.9haが施行済みであり、平成23年4月1日現在で7地区、面積542.3haが施行中です。

また、那珂湊地区においては、昭和22年の大火により焼失した市街地の中心部を再興するため、茨城県施行により復興土地区画整理事業（19.8ha）が昭和23年に着手され、続いて復興事業の整備効果を高めるため昭和25年には臨港地区（19.3ha）が事業化され、昭和51年に事業が完了し、市街地の中心部が整備されました。那珂湊地区においては、これまで施行済は16地区、面積230.2haで、平成23年4月1日現在で2地区、面積102.5haが施行中です。

市内全体では、施行済は35地区、面積1,081.1ha、施行中は9地区、面積644.8haで、施行済と施行中を合わせると市街化区域の約41.8%となっています。

○施行中の地区

| 地区名 | 施行主体 | 面積(ha) | 地区名 | 施行主体 | 面積(ha) |
|-------------------|------|--------|---------------------------------|------|--------|
| (勝田地区) | | | (那珂湊地区) | | |
| 佐和駅中央 | 市 | 95.6 | 阿字ヶ浦 | 市 | 83.4 |
| 東部第1 | 〃 | 103.0 | 船窪 | 〃 | 19.1 |
| 武田 | 〃 | 48.7 | 那珂湊地区計 2地区 102.5ha | | |
| 東部第2 | 〃 | 106.8 | 合計 9地区 644.8ha (市街化区域の15.6%) | | |
| 佐和駅東 | 〃 | 56.7 | | | |
| 西古内 | 組合 | 28.1 | | | |
| 六ツ野 | 〃 | 103.4 | | | |
| 勝田地区計 7地区 542.3ha | | | | | |

○施行済の地区

| 地区名 | 施行主体 | 面積 (ha) | 地区名 | 施行主体 | 面積 (ha) |
|--------|------|---------|------------------------------------|------|---------|
| (勝田地区) | | | (那珂湊地区) | | |
| 勝田第1工区 | 県 | 115.6 | 復興 | 県 | 19.8 |
| 常陸那珂 | 〃 | 294.6 | 臨港 | 〃 | 19.3 |
| 勝田第2工区 | 市 | 10.4 | 第一田中後 | 市 | 27.4 |
| 勝田第3工区 | 〃 | 33.5 | 西塚原 | 組合 | 12.5 |
| 勝田第4工区 | 〃 | 27.2 | 洞下 | 〃 | 9.7 |
| 勝田第5工区 | 〃 | 45.2 | 相金 | 〃 | 24.6 |
| 中根 | 〃 | 75.4 | 柳沢 | 〃 | 20.8 |
| 大島第1工区 | 〃 | 59.1 | 南浜田 | 〃 | 4.7 |
| 大島第2工区 | 〃 | 48.0 | 田中後 | 〃 | 2.5 |
| はしかべ | 組合 | 24.4 | 田宮原 | 〃 | 1.2 |
| 海老内 | 〃 | 3.8 | 遠原 | 〃 | 19.8 |
| 外野第一 | 〃 | 35.1 | 沢メキ | 〃 | 2.3 |
| 高野堀向 | 〃 | 2.6 | 神敷台 | 〃 | 28.6 |
| 津田北部 | 〃 | 37.6 | 八幡町 | 〃 | 1.0 |
| 高野小貫山 | 〃 | 21.8 | 山崎工業団地 | 〃 | 18.3 |
| 高田 | 〃 | 1.4 | 第2期山崎工業団地 | 〃 | 17.7 |
| 笹野第一 | 個人 | 2.1 | 那珂湊地区 16地区 230.2ha | | |
| 後野 | 〃 | 11.8 | 合計 35地区 1,081.1ha (市街化区域の26.2%) | | |
| 房田 | 〃 | 1.3 | | | |
| 勝田地区 | 19地区 | 850.9ha | | | |

土地区画整理事業

都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業。

ひたちなか市都市計画図



| 凡 例 | |
|-----|--------------|
| | 行政区域界 |
| | 市街化区域界 |
| | 第一種低層住居専用地域 |
| | 第二種低層住居専用地域 |
| | 第一種中高層住居専用地域 |
| | 第二種中高層住居専用地域 |
| | 第一種住居地域 |
| | 第二種住居地域 |
| | 準住居地域 |
| | 近隣商業地域 |
| | 商業地域 |
| | 準工業地域 |
| | 工業地域 |
| | 工業専用地域 |
| | 都市計画道路 |
| | 都市計画公園 |
| | 都市計画墓園 |
| | 都市計画河川 |
| | 河川 |

地球温暖化

地球表面の気や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象。

低炭素化の実現に向けた都市づくり

二酸化炭素の排出を抑えた施策を行っていく都市づくり。

東日本大震災

平成23年3月11日、三陸沖を震源地とする日本観測史上最大のマグニチュード9.0の地震（東北地方太平洋沖地震）と巨大津波により、東日本の太平洋側の広範囲の市町村において甚大な被害を受け、本市では、地震による家屋の全半壊、津波による那珂湊・平磯地区での床上・床下浸水など、家屋・宅地に大きな被害を受けるとともに、上・下水道、小中学校、スポーツ、文化施設、道路などの公共施設も大きく損傷した。さらに福島第一原発事故による放射性物質の放出は、農業、水産業、観光業等の産業をはじめ、市民生活に大きな不安と影響を与えている。

2. 都市づくりの課題

本市は、砂浜や岩礁からなる海岸線やまとまった緑地など豊かで恵まれた自然を有し、市街地においては工業、商業などの様々な機能が集積し、また、土地区画整理事業等による基盤整備や都市計画道路等の整備により良好な市街地を形成しています。そして、本市の北東部に位置するひたちなか地区においては、商業、業務など諸機能の立地、集積により、賑わいや交流などが図られており、今後、北関東地域の中核拠点としたまちづくりが期待されています。

しかし、現在、全国的な課題となっている高齢者の増加や中心市街地の衰退及び*地球温暖化問題への対応など、これまでの都市政策、都市計画からの転換が求められています。

これらの課題に対応するため、高齢者の増加に対しては、道路等の公共施設へのバリアフリー化や公共交通の充実を図っていくこと、中心市街地の衰退に対しては、商業、医療、福祉といった諸機能の施設を拡散せず、中心市街地をはじめとした市域の各拠点に集約化させることが必要です。

地球温暖化問題への対応としては、*低炭素化の実現に向けた都市づくりを行っていくことが大切です。そのためには、二酸化炭素を吸収する緑地を保全し、増やしていくためにも緑化を推進していくこと、交通渋滞による自動車の排気ガスを減らすために道路のネットワーク化を図っていくことと同時に過度に自動車に依存しない都市づくりが必要です。

さらに、平成23年3月11日に発生した*東日本大震災では本市においても甚大な被害を受けたことから、災害に強い都市づくりが求められています。このため、防災機能を強化した基盤整備と災害が発生した場合の対応や支援体制の強化が必要です。

